

ファミリー・サポート・センター実施自治体・団体 各位

子育て支援関連事業実施自治体・団体 各位

一般財団法人 女性労働協会

令和9年度(2027年度) 移動サービス専用自動車保険のご案内

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業へのご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

移動サービス専用自動車保険ですが、別紙の通り将来的な制度の終了を予定しております。制度終了に関する重要なお知らせとなりますので、必ず別紙をご確認くださいようお願いいたします。

なお、次年度の契約更新をご検討される場合は、以下の参考保険料をご確認ください。本資料は次年度保険料の目安としてご案内するものであり、正式な更新案内は令和9年2月頃に送付する予定です。

移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険**【概要】**

ファミリー・サポート・センター事業等の活動中、サービス提供会員の自家用車を用いて依頼子供の送迎等（移動サービス）を行っている間の事故について、サービス提供会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険です。

【保険契約者・記名被保険者】

ファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等

【被保険者】

1. 記名被保険者
2. 記名被保険者の指示により、移動サービスのために自家用自動車を運行しているもの
3. 記名被保険者の使用人

【対象自動車】

サービス提供会員の自家用車等、移動サービスのために使用する自動車。但し、移動サービスを提供する事業者が自ら所有する自動車、または常時使用する自動車を除きます。

【対象となる担保種目・特約】

1. 対人賠償責任保険
 2. 対物賠償責任保険
 3. 車両保険
- （移動サービス事業者向け人身傷害保険特約・車両搬送・緊急時応急対応費用に関する特約 付帯あり）

【保険期間】

1年間（保険始期についてはご相談ください）

【保険料】

保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。

【対象となる経路・範囲】

移動サービスの運転を開始した時から、その運転を終了した時まで（合理的な経路・範囲に限ります）。

例：提供会員が送迎のため運転を開始した時から、提供会員のご自宅の駐車場に車を駐車した時まで
個々の移動サービスごとの自家用自動車の運転者、登録番号等、運行開始した日時および終了した日時等を毎月女性労働協会(保険代理店)にご通知いただきます。

【補償内容と保険料について】（保険期間：1年）

記載の概算保険料(1台・1日あたり)は新規契約の場合です。更新契約の場合は、前年度契約における事故状況・利用台数によって変動致します。詳しくは更新のご案内時にご連絡致します。

令和9年度（2027年度）参考保険料表

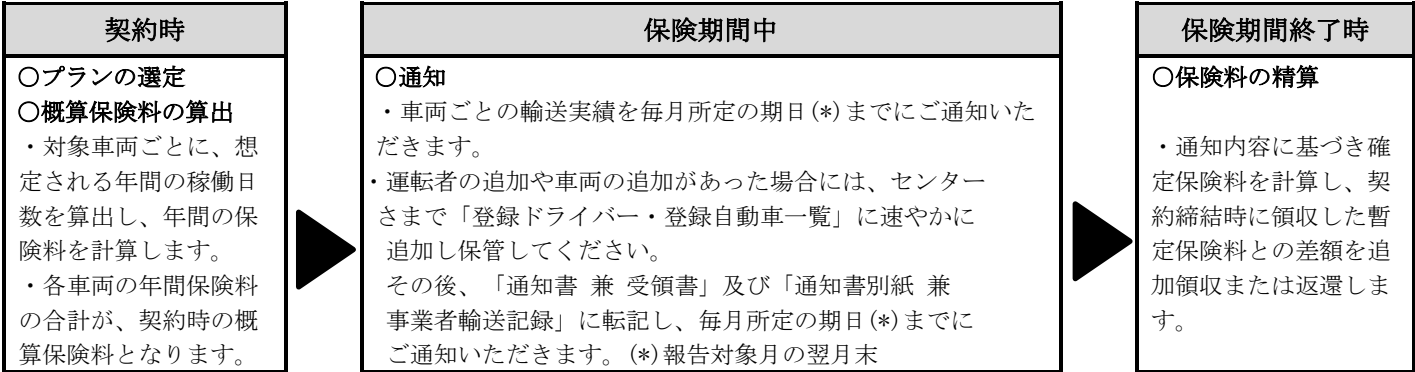
		各プランの補償内容 ※1	
		車両保険ありプラン	車両保険なしプラン
保険期間		1年間	1年間
補償	対人賠償責任保険	無制限	無制限
	対物賠償責任保険	免責金額(自己負担額)なし	免責金額(自己負担額)なし
	対物超過修理費用補償特約	○	○
	車両保険（一般条件）※2	○/免責金額(自己負担額)なし	×
	移動サービス事業者向け人身 傷害保険特約※3	○	○
	車両搬送・緊急時応急対応費用に 関する補償特約※4（移動サービス用）	○	○
ご参考保険料 / 1台・稼働日1日あたり		令和9年度 参考保険料	
		1,300円	490円
最低保険料（年間総額）		1,000円	

【暫定保険料例】車両保険なしプラン、総提供日数が800日の場合 → 490円×総提供日数800日＝年間保険料 392,000円

※1. 移動サービスの提供における合理的な経路を著しく逸脱して自動車を運行している間に生じた事故による損害・傷害については保険金をお支払い致しません。また対人賠償において、自賠責保険等により支払われる金額がある場合は、それを超える金額のみお支払い致します。※2. 時価額または保険金額(300万円)のいずれか低い額を限度に保険金を支払います。※3. 保険金額は3,000万円です。※4. ロードアシストが付帯されます。

(注) 上記で対象とならない補償および車両保険等保険金額が異なるケースでは、運転者が加入している車両の保険を使うことも可能です。

【手続きの流れ】



・上記は、移動サービス専用自動車保険(移動サービス事業者向け自動車保険特約付帯一般自動車保険)の概要をご紹介します。詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明な点がある場合には、取扱代理店までお問合せください。

・移動サービス専用自動車保険はファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等を契約者・記名被保険者とし、1. 記名被保険者、2. 記名被保険者の指示により、移動サービスのために自家用自動車を運転しているもの、3. 記名被保険者の使用人を被保険者とする包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として契約者であるファミリー・サポート・センター事業を実施する地方公共団体等または事業受託団体等有します。

・ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、のご案内の内容を被保険者にご説明頂きますよう、お願い致します。

《この件に関するお問い合わせ》 取扱代理店：一般財団法人女性労働協会 保険代理店 TEL：03-3456-4410

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

26TC-001749 令和8年9月作成